

第3号議案 令和7年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 生涯学習社会への積極的な対応

入学資格に特に制限がない専修学校一般課程及び各種学校は、誰でも自由に、職業上又は生活上必要な専門的知識や技能、教養等を学ぶことができる機能を有しており、生涯学習の観点から最も期待される学校である。本協会では会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させる活動を積極的に行っていく。各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的として「生涯学習カリッジ認定講座認定事業」を推進、全会員校への定着とともに、より一層の充実を引き続き図っていく。

(2) 地域社会との連携

少子化・高齢化の進展、共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加など、地域力の衰退、地域格差・経済格差の拡大に直面するなか、持続可能な社会づくりを進めるため、学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かす環境整備が必要である。文科省が進める地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指す「学校を核とした地域力強化プラン」事業や、厚生労働省が行う職業能力開発促進事業などに関与し、専修学校一般課程および各種学校と地域社会との連携促進を図る。

(3) 金融機関の窓口での本人確認書類の提示等の取り扱い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、専修学校一般課程及び各種学校においては入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについて、その額が10万円を超える場合は、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。法令上、入学資格が明確でないということを理由に、幼稚園と同様に本人確認が必要とされているという現状があり、専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程や他の学校種と同様の取り扱いを関係省庁に求めていく。

(4) 学習成果の社会的評価の向上に向けた単位認定の研究

国民一人一人の能力の向上を図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、その提供される学習の質を向上させることが不可欠である。また、個人の学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。現在、文部科学省においては、個人の学習成果の活用促進という観点から、「生涯学習パスポート」の作成・活用が推奨されている。これは、個人が進学や就職・転職、あるいは社会的な活動につく際に個人の資質能力等をより適切に評価してもらうことを期待して、生涯学習によって得た能力等の学習成果を詳しく記述し、提示するものである。学習成果の可視化を推進するとともに専修学校一般課程及び各種学校における学習成果も、将来的に高等学校や大学など他の教育機関の単位として認定されるよう制度整備に向けた研究を推進する。

（５）学校評価と情報公開への取り組みの推進

地域の教育を担う公器としての専修学校一般課程及び各種学校の社会的説明責任を果たす観点から、「専修学校における学校評価ガイドライン」および「情報提供等への取組に関するガイドライン」、「専修学校における学校評価実践の手引き」などを参考として、学校評価と情報公開の積極的推進を図る。

（６）教育費私費負担の軽減に資する公的財政支援制度の研究

高等学校等就学支援金の制度対象校の拡大により、一定要件を満たす各種学校についても、高等学校等と同様の支援策が講じられている。このような個人補助の観点に立った公的な支援制度に関する情報の収集・発信、研究を行う。

（７）日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の普及・啓発

専修学校一般課程及び各種学校は、日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の融資の対象となっている。

融資の使途としては、学校納付金、受験にかかった費用、アパート・マンションの敷金・家賃など、教科書代、学習用品費等、使いみちは多岐にわたり、教育資金の必要な学生にとり有効な手段と考えられることから、経済的理由により修学を断念する学生生徒が出ないよう会員校に周知し、普及・啓発に努める。

（８）日本版ＤＢＳへの対応

令和６年６月１９日に日本版ＤＢＳ（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）を導入するための法律が成立した。１８歳未満の生徒を受け入れている専修学校一般課程および各種学校においても運営上影響が想定されることから、令和８年の施行に向けて制度設計の動向を確認しながら対応を検討していく。

（９）社会への発信力の強化と情報提供および協会組織の強化

専修学校一般課程及び各種学校の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて社会に対する発信力を強化し、未会員校の都道府県協会等への入会を促進する。会員校には本協会活動への参加を積極的に促し、連携強化を図る。また、全専各連が実施している専修学校各種学校都道府県助成状況調査結果等を活用し事例収集を行い、会員校への情報提供に努めるとともに、協会ホームページ上において公開する。さらに、会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育および生涯学習のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（ＴＣＥ財団）及びキャリア教育共済協同組合の各種事業への会員校の参加を促進するとともに、会員校間のネットワークによる情報共有システムの構築を推進するために協会ホームページの充実を図る。

2. 会議の開催

(1) 定例総会

6月開催。議題：令和6年度事業報告・決算報告、令和7年度事業計画・予算等について協議する。

(2) 理事会

年4回開催（第1回：5月13日、第2回：6月10日、第3回：11月18日、第4回：2月3日を予定）。

(3) 監査会

年1回開催。

3. 研修会等の開催と講演録の刊行

定例総会開催日に研修会を開催し、本協会運動方針に則ったテーマで講演・事例発表を行う。オンラインを併用した開催方式により会員校の積極的参加を促進する。また、研修会の内容を収録した講演録を作成し、会員校へ発送するとともに協会ホームページ上で公開する。

4. 委員会活動

(1) 生涯学習カレッジ認定委員会

令和8年2月3日の第4回理事会前に開催し、令和8年度の生涯学習カレッジ認定講座の募集要項や推進施策等について検討する。